

「『第6期北海道障がい福祉計画』の策定について」に対する意見一覧（医療的ケア児支援部会）

【対応区分】 A:意見を踏まえて素案を修正／B:素案と意見の趣旨が同様と考えるもの／C:今後の参考とするもの／D:素案に取り入れなかったもの／E:検討が必要なもの

意見番号	ページ	意見【構成員名】	対応区分	当課の回答
1	P 2	<p>第6 令和5年度の成果目標 > 6 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の及び医療的ケア児等コーディネーターの設置 > タイトル</p> <p>について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の及び医療的ケア児等コーディネーターの設置」→医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置及び医療的ケア児等コーディネーターの配置」と修正する。 <p>（P3の本文等にも、医療的ケア児等コーディネーターの設置とあるが、配置に修正する。）</p> <p>【橋本委員】</p>	A	<ul style="list-style-type: none"> ・意見を踏まえて素案を修正いたします。
2	P 2	<p>第4 計画推進のための具体的な取組 > 7 発達障がいのある人や医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人等への支援 > (2)医療を必要とする在宅の障がい児者等への支援 > 推進施策</p> <p>について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障がいや医療的ケアの必要な障がい児者が地域で安心して暮らしていくためには、災害時の「個別避難計画」をサービス等利用計画などの項目に義務づけ、災害時への対応の準備と福祉避難所などの環境整備と周知を図ることが大事である。計画の中に、「個別避難計画」を相談支援員や医療的ケア児等コーディネーターが家族と一緒に作成することを位置づけされたい。 ・医療的ケア児等コーディネーターの人材確保として、自治体の保健師が適切と考える。 <p>【太田委員】</p>	C	<ul style="list-style-type: none"> ・避難支援要支援者の個別計画の策定については、「災害対策基本法」に基づいて市町村ごとに策定する「地域防災計画」の中で定めることとなりますので、本計画で全道一律的な内容を盛り込むことは困難です。意見があったことについては、災害対策担当課に繋がります。 ・医療的ケア児等コーディネーターの人材確保については、事業実施の際の参考とさせていただきます。
3	P 1 P 2	<p>第4 計画推進のための具体的な取組 > 7 発達障がいのある人や医療的ケアの必要な在宅の障がいのある人等への支援 > (2)医療を必要とする在宅の障がい児者等への支援 > 推進の視点及び推進施策</p> <p>について、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・しっかりと支援を行うためには、重症心身障がい者や医療的ケア児の実態を十分に把握することが重要である。そのためには、対象者が所在する市町村の協議の場を充実させること、また、医療的ケア児等コーディネーターが十分に機能する計画や仕組みをつくり上げることが大切である。市町村がしっかりと動けることがとても重要である。 <p>【秋保委員】</p>	B	<ul style="list-style-type: none"> ・素案については、賛同いただいたと理解しました。ご意見については、事業実施の際の参考とさせていただきます。